別記様式第１号（第２条関係）

確認書

以下の確認事項について確認し、チェック欄の該当するものを丸で囲んでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | | チェック欄 | |
| １ | 私は、刑法（明治４０年法律第４５号）第２編第３６章（窃盗及び強盗の罪）または第３９章（盗品等に関する罪）に定める罪を犯し刑に処せられてその執行を終り、または執行を受けることのなくなった日から１年を経過しない者に該当しません。 | はい | いいえ |
| ２ | 私は、条例第５条（無許可営業の禁止）または古物営業法（昭和２４年法律第１０８号）第３条（許可）の規定に違反し刑に処せられてその執行を終り、または執行を受けることのなくなった日から６月を経過しない者に該当しません。 | はい | いいえ |
| ３ | 私は、条例第２１条（行政処分）の規定により許可を取り消された日から６月を経過しない者に該当しません。 | はい | いいえ |
| ４ | 私は、住居の定まらない者に該当しません。 | はい | いいえ |
| ５ | 私は、未成年者（営業について成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）に該当しません。 | はい | いいえ |
| ６ | 私は、心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるものに該当しません。 | はい | いいえ |

　　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

備考

１　確認事項２及び３の「条例」とは、金属くず営業条例（昭和３２年福井県条例第３２号）のことをいいます。

２　確認事項６の「公安委員会規則で定めるもの」とは、「精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」をいいます。